

## 河川整備基本方針における支川の計画基準地点の取り扱いについて

### 計画基準地点の考え方

計画基準地点は、水系の洪水防御計画の対象外力を設定するための基準とする地点であり、水系全体の主要な洪水防御対象区域を想定して設定されている。この計画基準地点において、水系全体の治水安全度として基本高水を設定し、その基本高水に対し水系の主要な洪水防御対象区域に対する洪水防御効果が適切に発揮されるよう、河道と洪水調節施設への配分や主要な地点における計画高水流量を定めている。

### 計画基準地点の現状

現在、工事实施基本計画又は河川整備基本方針の中で定めている計画基準地点は1地点としている水系が多い(109水系中87水系(流域面積87km<sup>2</sup>~7,040km<sup>2</sup>))が、水系の社会的自然的状況を考慮して、以下のとおり基準地点を複数にしている水系もある。

1. 狭窄部等により氾濫区域が分断されているため、本川の上下流それぞれに主要な防御対象区域がある水系

(流域面積1,010km<sup>2</sup>~14,330km<sup>2</sup>)

石狩川、十勝川、天塩川、阿武隈川、富士川、阿賀野川、信濃川、天竜川、庄内川、江の川、球磨川

2 . 下流部で支川が合流している等により、実態上別河川として取り扱える水系 (流域面積874km<sup>2</sup> ~ 16,840km<sup>2</sup>)

北上川 (本川、旧北上川) 木曾川 (本川、長良川、揖斐川)

淀川 (本川、猪名川、野洲川) 吉野川 (本川、旧吉野川)

渡川 (本川、後川、中筋川) 那賀川 (本川、桑野川)

3 . 主要な防御対象区域が支川付近にある水系

(流域面積445km<sup>2</sup> ~ 5,590km<sup>2</sup>)

天塩川 (本川、名寄川) 名取川 (本川、広瀬川)

鳴瀬川 (本川、吉田川) 関川 (本川、保倉川)

重信川 (本川、石手川)

4 . その他、大きな支川を位置付けている水系

(流域面積14,330km<sup>2</sup> ~ 16,840km<sup>2</sup>)

石狩川 (本川、豊平川、空知川)

利根川 (本川、渡良瀬川、鬼怒川、小貝川)

## 支川計画の基準地点

一方、本川の計画基準地点の治水安全度から算定された流量が、水系全体の各地点の計画高水流量として全て採用されているものではない。その流量とは別に、支川計画として単独で洪水防御計画を策定するため、支川毎に計画基準地点を設けて算定している場合がある。これは、支川の洪水防御対象区域に対する適切な治水安全度を設定し、支川としての適切な基本高水や河道と洪水調節施設への配分を定めることが必要な支川があるためであり、この場合、本川の治水安全度とは別に支川単独の治水安全度が別途設定されている。

## 河川整備基本方針における支川の計画基準地点の取り扱い

支川単独の治水安全度を別途設定している支川について、その支川の洪水防御対象区域が、その水系全体の主要な洪水防御対象区域であると考えられる場合には、本川と同様に計画基準地点として取り扱うことが適切である。それは、支川単独の計画基準地点を本川の計画基準地点と同様に規定し、基本高水、河道と洪水調節施設への配分、計画高水流量を記載することにより、支川で行う主要な河川工事の根拠を明確にすることが必要であるからである。

計画基準地点として取り扱う支川の基準については、その支川の洪水による被害の影響等を考慮して、支川単独でも一級水系として考えられる規模の支川を一つの目安と考えるが、水系全体から見て主要な洪水防御対象と判断できる支川、支川で行う主要な河川工事の根拠を明確にすることが必要な支川等を、各水系の河川整備基本方針の策定において検討していくこととする。